

事業所のごみ

事業所のごみ（事業系廃棄物）とは

事業所のごみ（事業系廃棄物）とは、お店や会社などの事業活動に伴って生じた「ごみ」をいいます。

事業所から出たごみは事業者の責任において、適正に処理することが義務付けられています。

※ 事業活動とは、営利を目的としたものだけでなく、教育、福祉事業などの公共サービスなどの活動も含みます。

事業所ごみ（事業系廃棄物）の種類

事業所のごみは、以下の2種類があります。

産業廃棄物・・・燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類

その他政令で定める廃棄物をいいます。

※ 産業廃棄物は、都知事の許可を受けた業者に処理を委託してください。

一般廃棄物（事業系一般廃棄物）・・・産業廃棄物以外の事業所のごみ

事業系廃棄物一般廃棄物の処理

事業系一般廃棄物の処理については、**日量10kg未満**の場合は、市に収集を依頼することができます。

- ・市の収集を希望される場合には、ごみ対策課に申込みが必要です。
- ・ごみの種類を問わず、事業系一般廃棄物指定収集袋に入れて出してください。
- ・産業廃棄物、粗大ごみ、古紙等は、市では回収できません。

事業系一般廃棄物指定収集袋の販売価格

種類	規格等	金額
45L袋	たて80cm×よこ45cm 10枚	2,500円
20L袋	たて60cm×よこ35cm 10枚	1,100円

事業系一般廃棄物指定収集袋の取扱店舗は、P4、5をご覧ください。



※ 事業系一般廃棄物が**日量10kg以上**の場合は、処理方法が異なりますので、ごみ対策課にお問い合わせください。